北朝鮮の再調査報告における朝鮮籍特別永住者に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四〇号）
拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第四一号）
ＩＯＣ総会における安倍総理の発言に関する質問主意書（櫻井充提出）（第四二号）

# 人事異動

## 内閣

国務大臣　塩崎　恭久
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（十月二十三日）

## 内閣府

法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　宮沢　洋一
中央防災会議委員に任命する（各通）
国際平和協力本部員に任命する（以上十月二十一日）
猪野　亜朗　今成　知美　大槻　元
尾崎　米厚　晃城　美枝子　西原　理恵子
坂田　辰久　田辺　等　月乃　光司
堀江　義則　松下　年子　樋口　純一　進
友野　宏章　中原　由美　松本　純一
杠　岳文　渡邉　祐美子
アルコール健康障害対策関係者会議委員に任命する（各通）（十月二十四日）

## 財務省

（国際局次長）財務事務官　武内　良樹
国際局長事務代理を免ずる（十月二十二日）

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、十月二十八日チェコ国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 労働

**最低賃金の改正決定に関する公示**

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

福島労働局長　引地　睦夫

第４号中「１時間789円」を「１時間802円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

埼玉労働局長　阿部　　充

第４号中「１時間842円」を「１時間854円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

埼玉労働局長　阿部　　充

第４号中「１時間846円」を「１時間859円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

埼玉労働局長　阿部　　充

第４号中「１時間857円」を「１時間870円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

埼玉労働局長　阿部　　充

第４号中「１時間857円」を「１時間870円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

埼玉労働局長　阿部　　充

第４号中「１時間810円」を「１時間821円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

埼玉労働局長　阿部　　充

第４号中「１時間857円」を「１時間869円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

長野労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間798円」を「１時間810円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 29 日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間884円」を「１時間894円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。